

奨学金貸与制度に関する規程

第 1 条 [目的]

この規程は、株式会社吹上技研コンサルタント（以下、「会社」という）における奨学金貸与制度に関して定めたものであり、会社への入社を希望する学生が、会社が必要とする国家資格取得を目指すために、学校法人近畿測量専門学校への進学を希望する場合に、学費に対する経済的精神的負担軽減を図り、安心して学業に励むことができる環境を提供することを目的とする。

第 2 条 [対象者]

対象者は、会社への入社を希望し、学校法人近畿測量専門学校（測量専門学科 1 年制）に進学を予定している学生（入学日時点で満 30 歳以下）でありかつ第 3 条の要件を満たす者とする。

第 3 条 [対象者の選定]

会社は、年度ごとに予算に基づく支給人数枠を設定する。対象者の選定にあたっては、以下の要素を総合的に判定し決定するものとする。

- 1 学習しようとする専門性に関する会社の必要度
- 2 入社に関する適性確認

第 4 条 [奨学金貸与の申請及び貸与方法]

- 1 貸与金額に関しては、入学金と授業料の合計額として 1,350,000 円を限度とし、本人の申請に基づき決定する。
- 2 貸与対象者は、「支援企業型奨学金制度申込書」を提出することにより奨学金の貸与を申請することができる。
- 3 奨学金貸与の実施に関しては、会社が直接学校に対して授業料として払い込む方式とする。
- 4 会社と貸与対象者は貸与金に関する金銭貸借契約書を締結する。

第 5 条 [奨学金の返済免除]

入社後 3 年以上勤続し、下記項目にすべて該当した場合には貸与額全額の返済を免除する。

- 1 職務に対する意欲がある者
- 2 勤務成績が良好な者
- 3 協調性があり、他の従業員と協力し合って仕事ができること

第 6 条 [貸付の終了]

申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、会社は申請者に対する奨学金の貸付を終了させることができる。

- 1 学校法人近畿測量専門学校に入学しなかったとき、または退学したとき
- 2 死亡又は修学が困難であると認められたとき
- 3 学業成績が著しく不良のため、卒業する見込みがないと認められたとき
- 4 届け出られている方法により連絡をしても連絡が申請者につかなかったとき
- 5 卒業後、会社に入社しなかったとき
- 6 入社後 3 年未満で退職したとき

第 7 条 [奨学金の返済]

第 6 条に該当する場合には返済期限内に全額(入学金+授業料)を返済するものとする。その場合の貸付利率及び返済期限は下記の通りとする。

- 1 貸与利率 1% ※利息発生開始日は入学日
- 2 返済期限 退職後 3 年以内

第 8 条 [附則]

本規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する